

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」に基づく  
安全安心協議会の設置について

16.12.22

1 根拠法規

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」第 15 条

2 位置づけ

練馬区長の附属機関

3 協議会の組織

(1) 委員の構成

下記に掲げる者のうち、区長が委嘱・任命する 60 名以内の人数で構成する。現協議会のメンバーには原則として継続して委員就任をお願いする。

関係団体の代表者

警察署・消防署・練馬区職員

その他（公募委員など）

(2) 委員の任期

1 年（再任あり） 欠員が生じた場合の補欠委員は前任者の残任期間

(3) 協議会の議事運営

会長 1 名・副会長 2 名

(4) 協議会の事務局

練馬区危機管理室（安全安心担当課）

4 協議会の役割

区長の諮問に応じて、下記に掲げる事項について審議し、答申を行う。

安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項

上記のほか、安全に安心して暮らせるまちづくりに関する必要事項

5 その他

- ・ 協議会の議事は公開、会議に支障のない範囲で傍聴可能
- ・ 必要に応じて委員以外の者から説明・意見を聞くことができる
- ・ 「専門部会」については、当面は設置しないこととする。